- コーポレート・ガバナンスの強化

シチズングループのコーポレート・ガバナンス

シチズングループは、シチズン時計の社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した永続的な企業活動を通して、社会への貢献や企業価値の向上に努めています。また、企業価値を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監督機能が重要と認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みを実践しています。

シチズングループでは、グループ全体の事業目標の達成を通した持続的な成長を確実なものとするため、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めています。世界の経済や社会がこれまでにないスピードで変化している中、直面するさまざまな社会課題に対応するために、シチズン時計が中心となり、グループ全体を管理・監督しています。

コーポレート・ガバナンス体制

シチズン時計は、事業内容に精通した取締役5名と独立性が高い社外取締役3名で取締役会を構成し、業務執行に関する決定と業務執行の監督を行っています。

また、監査役会制度を採用し、社外監査役2名を含む 3名で監査役会を構成しています。

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会 長の選定又は解職に関する事項を審議し、取締役会に提 案すること、役員の選任又は解任に関し、取締役会又は 取締役社長その他の取締役の諮問に応じて審議し、答申 すること、取締役社長及び取締役の後継者計画に関し、 取締役会又は取締役社長その他の取締役の諮問に応じて 審議し、答申すること等を主な職務としております。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準 に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告することを

主な職務としております。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に 従い、取締役会、経営会議および事業ごとの会議等への出 席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書 類等の閲覧、業務および財産の状況の調査等により取締 役の業務執行の厳正な監査を実施しています。また、会計 監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告 を受け、会計監査人と協力してシチズン時計および子会 社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバ ナンスのさらなる充実に向けた取組みを行っています。



枠は会社法の規定に基づく機関など

※ 取締役8名(社外取締役3名含む)/監査役3名(社外監査役2名含む)

取締役会構成とダイバーシティ

シチズン時計では、ジェンダーや国際性等の多様性に配慮して、経営戦略の達成に向けて取締役会の役割・ 責務を実効的に果たすために必要な知識、経験、能力として、「企業経営/経営戦略」「販売/マーケティング/ DX」「研究開発/テクノロジー」「財務/会計」はもちろんのこと、「国際ビジネス」「人財開発/ダイバーシティ」 「ESG / サステナビリティ」を掲げ、これらを取締役に 期待する役割としています。

なお、役員の選任に当たっては、会社法その他の法令に定める役員となる要件を備えていることや、役員にふさわしい人格および識見を有し、その職責を全うできることなどを条件に決定しています。

取締役会の実効性評価

シチズン時計では、取締役会のより一層の機能強化を 目的に、取締役会の実効性に関する評価・分析を実施し た結果、運営、議題、体制を中心に、取締役会は有効に機 能しており、取締役会の実効性が確保されていることを確認しました。

1. 評価の方法	当社は取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役及び監査役全員に対し、取締役会に関するアンケートを外部機関による 実効性評価ツールを使用して実施いたしました。アンケートは、外部機関の作成した質問を利用して実施した後、分析・評価結果を取締役会にて確認しました。 ・対象:取締役及び監査役全員(12名) ・時期:2023年2月24日~3月10日 ・方法:アンケート方式 ・設問:全17問 第1 取締役会の運営に関する質問(全2問) 第2 取締役会の議題に関する質問(全11問)
2. 結果の概要	取締役会の実効性評価に関するアンケートの結果については、各取締役及び各監査役の評価は総じて高く、取締役会の実効性は有効に機能していることが確認されました。なお、各設問に対する評価は以下のとおりです。 第 1 取締役会の運営
	第2 取締役会の議題 各取締役は様々な経営の経験や知識を有して多様な視点で審議に参加しており、議論の質の向上に貢献している。経営計画の進捗や分析、重点施策、SDGs、ESG等の経営上重要なテーマを網羅的に議論しており、異論やリスクを含め活発な議論が行われている。 DX推進などについては適宜取締役会メンバーへの進捗が報告されることで、課題認識を含め共有がなされているとの回答となりました。
	第3 取締役会を支える体制 取締役会を支える体制 取締役会以外においても、経営上の様々な情報が提供され、多くの議論の場が設けられている。社外取締役が執行側の幹部、幹部候補を含めて面談を行い意見交換の機会がある。 トレーニングは工場見学、各種展示会、セミナーの機会が提供されているが、今後は体系的な研修の機会を提供したり、さらに機会を増加させた方がよいとの回答となりました。

シチズン時計は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識または企業財務、会社法務等の高い知識や見識を有すること等を重視し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役または社外監査役の選任に努めています。

なお、経営戦略の達成に向けて取締役会の役割・責務を 実効的に果たすために必要な知識、経験、能力を定め、ス キル・マトリックスに開示しています。

27 28

--- リスクマネジメントの強化

リスクマネジメントについての基本的な考え方

シチズングループでは、グループ全体の事業目的の達成や健全かつ持続的な発展をより確実なものとするため、リスクを把握・分析評価しながら対処し、適切に管理する活動を展開しています。

シチズングループの考えるリスクマネジメントは、危

機を未然に防ぐためのリスクマネジメントと、発生した 危機に対しリスクを最小限に抑えるための「クライシス マネジメント」の2つのプロセスをあわせた管理の概念 として捉えています。

重要リスクに対する主な取り組み

シチズングループ全体の事業や社会に及ぼす影響が懸念される重要リスクに関して、2023年度は重要リスクの見直しを行い、11項目のリスク(経理/財務、情報システム、人事、総務、公正取引、安全保証貿易、知財、環境、情報管理、CSR、品質)を策定しました。今後は第三者の有識者からの意見を交えつつ、トップマネジメントで対処にあたります。なお、例えば労働環境に関する安全配慮義務違反をグループ共通のリスク(人事)に取り入れるなど、グループ共通の重要リスクや各社固有のリスク情報をグループ間で共有してナレッジやノウハウの共有を図ることで、グループ全体で均一なリスクマネジメント

を目指します。

また2023年度は、重要リスクの中でも「環境」「品質」の2項目を最重要リスクと捉え、リスクの顕在化や対策強化を図ります。環境については、有害化学物質の取り扱いに関して、予期せぬ漏えいの防止や大規模災害発生の徹底防止に努めるプロセス安全管理システムを導入するなど対策強化を図ります。品質に関しては、2022年に作成した監査チェックシートを用いてグループ各社に対して品質コンプライアンス監査を実施するなど、品質コンプライアンスの違反防止に向けて、対策状況やリスクの把握を進めます。

領域	グループ重要リスク
経理/財務	●開示情報の誤謬・不正リスク ①海外子会社の会計基準●開示情報の誤謬・不正リスク ②内部統制の整備●BEPS対応/移転価格による課税リスク
情報システム	 ソフトウェアライセンス違反 ビジネスEメール詐欺による被害 内部不正による情報漏洩 情報システム停止による業務停止 サイバー攻撃による情報漏洩
人事	・外国人技能実習制度、特定技能に対する法令違反・国籍、LGBTQ等にかかる差別的取扱い・安全配慮義務違反
総務	・事業停止リスクへの対応 (BCM体制)
公正取引	● 贈収賄規制違反● 独占禁止法違反● 偽装請負
安全保障貿易	** * * ** * * ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
知財	• 当社による知的財産権侵害
環境	・気候変動への対応遅延 ・工場施設からの有害物質の漏えい、流出、環境違反 ・含有化学物質管理違反 (RoHS、REACHなど)
情報管理	●EU個人情報・一般データ保護規則 (GDPR) 含む ●個人情報保護規制違反及びデータ漏えい
CSR	・現代奴隷法違反・カリフォルニア州サプライチェーン透明法違反・社会的責任の不履行
品質	• 品質コンプライアンス違反

- コンプライアンスの徹底

コンプライアンスについての基本的な考え方

シチズングループでは、2005年4月から国連グローバル・コンパクトに参加しており、4分野10原則に賛同しその実現に向けた努力を継続するだけでなく、「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念を定めるとともに、その具体的な行動指針として「シチズングループ行動憲章」を定め、良き企業市民としてどのようすべきか常に考え行動することを心掛けています。「シチズングループ行動憲章」第3条では、「公正、透明、自由な競争、責任ある商行為を実践します」と定め、法令遵守のみならず、

高い倫理観を持って行動するように努めています。また、事業がグローバルに拡大して複雑化する日々の業務において、不正や汚職を含むあらゆる腐敗の徹底した排除を目的として、2020年4月には、腐敗行為に対するグループの考えや姿勢を体系的に示す「シチズングループ腐敗防止方針」を制定しました。この方針も踏まえ、従業員一人ひとりがコンプライアンスに対する高い意識を持ち、お客様やお取引先様といったステークホルダーとの健全な関係性や信頼の構築に努めます。

コンプライアンスホットライン(内部通報)

シチズングループでは、法令遵守、汚職・腐敗を含む不正行為*1等の未然防止および早期発見、自浄作用の向上のため、シチズン時計、各グループ会社、外部機関のそれぞれに匿名でも通報や相談・提案が可能な、コンプライアンスホットライン設置による内部通報制度を整備しています。

制度の運用に際して、消費者庁の定める内部通報ガイドラインやコーポレートガバナンス・コードを参考に「グループコンプライアンスホットライン規程」を整備し、利用者の秘密の厳守・不利益な扱いの禁止などを定めるとともに、利用者・担当者双方のガイドラインも策定して受付対応の均一化を図るなど、安全かつ手軽に通報できる環境を整備して2020年6月1日に施行された改正公益通報者保護法にも対応した制度となっています。また、制度の実効性を高めるためにも通報者に対する不利益な取扱いの禁止の徹底といった通報者保護についての

周知が不可欠です。2022年度調査ではホットラインの 認知度は84.0%であり、2023年度も引き続き、役職者 研修や社内報での特集記事、イントラネット専用ページ の更新などを通じてさらなる周知を図ります。

なお2022年度の社内通報等件数は23件(社内窓口 13件、社外窓口8件、監査役2件) *2で、全ての通報に 対して調査や是正措置を実施した結果、重大な人権侵害 や腐敗防止方針違反に該当する事例はありませんでした。

寄せられた意見のさらなる活用や、コロナ禍での業務のリモート化など新しい働き方に関するルールの整備を通じて、コンプライアンスの徹底に向けた環境づくりに取り組んでいきます。

- ※1 不正行為の防止は、「シチズングループ行動憲章」の第3条では、「公正、透明、自由な競争、 責任ある商行為を実践します」と定めています。(公正、透明、自由な競争、政府機関等と の対応、輸出入管理、反社会的勢力との接触禁止、マネーロンダリングの防止、責任ある、 持続可能な調達)
- ※2 複数窓口への重複通報4件を含みます

29 30